



日医発第 2113 号 (医経)

令和 8 年 3 月 31 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公 印 省 略)

独立行政法人福祉医療機構による
経営資本強化資金（資本金劣後ローン）の実施について

今般、独立行政法人福祉医療機構において、地域に必要な一定の医療機能を有する病院を開設していながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な融資を受けづらくなっている医療法人等を対象に、経営資本強化資金（資本金劣後ローン）の融資を開始しました。

本融資は、民間金融機関からも支援を受けて経営改善を図ることを目的としており、償還期間満了時の期限一括償還となり、それまでの間は利息のみ支払いとなる借入金です。ただし、対象は下記の要件を全て満たす医療法人等に限られます。

<対象要件>

以下の要件を全て満たすこと

- ① 救急病院^(※1)を開設する医療法人等^(※3)であること又は社会医療法人であること
- ② 病院の経営状況の悪化により、法人の財務状況が債務超過であって二期連続赤字など業況不芳であること
- ③ 民間金融機関（メインバンク等）の支援を受けて、経営改善計画が作成されていること
- ④ 償還期間中は民間金融機関からの新規融資を含めた支援の継続が確定（内諾を含む）していること
- ⑤ 償還期間中は機構を含む支援金融機関に対して経営改善計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けることを承諾すること

※1 以下の A～C のいずれかの要件に該当している旨の都道府県知事の証明が必要となります。

A：B 及び C に該当しない地域に所在する 100 床以上の二次救急以上の救急医療を提供する病院（小児、精神科の救急を含む）

B：全部過疎地^(※2)に所在する二次救急以上の救急医療を提供する病院（小児、精神科の救急を含む）

C：所在する市町村内に、当該病院以外に病院が存在しない場合においては救急告示以上の救急医療を提供する病院

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、「全部過疎」の指定を受けている市町村

※3 機構が定める、病院を対象とする融資を受けられる法人（社会医療法人を除く）

<主な融資条件>

	経営資本強化資金（資本性劣後ローン）
対象資金	経営改善計画に必要となる運転資金、赤字補填資金、設備資金 （建築資金、土地取得資金は対象外）
貸付利率	当初3年間：0.2% 4年目以降は業績連動型利率 ・ 税引後当期純利益額0円以上：基準利率※ ・ 税引後当期純利益額0円未満：0.2% ※ 貸付利率 https://www.wam.go.jp/hp/kinri-tabid-67/
償還期間	5年1ヶ月、10年、15年での期限一括償還
融資率	債務超過部分は100%、それ以外の部分は原則50%
貸付金の限度額	1法人あたり12億円
担保	無担保
保証人	無保証

詳細は、別添資料及び福祉医療機構の以下のホームページにてご確認ください。

- 経営資本強化資金(資本性劣後ローン)のご案内
https://www.wam.go.jp/hp/subordinated_loan/

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、必要に応じ郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 問い合わせ先
- ・ 福祉医療機構 福祉医療貸付部 医療審査課
TEL 03-3438-9937
 - ・ 施設の開設地が沖縄県の場合 沖縄振興開発金融公庫
TEL 098-941-1765

【別添資料】

- ・ 経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の実施について
（令和8年3月27日、厚生労働省医政局医療経営支援課、事務連絡）

事 務 連 絡

令和 8 年 3 月 27 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の実施について

独立行政法人福祉医療機構では、医療施設を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

今般、地域に必要な医療機能を有する病院を開設していながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な融資を受けづらくなっている医療法人等に対して、財務状況を改善させ、民間金融機関からの金融支援を促したうえで、経営改善を図ることを目的として、経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の融資を行うことになりました。

つきましては、対象となった病院が必要に応じて本融資を活用できるよう、貴会におかれましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室 経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

【資本性劣後ローンに関するお問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構

医療貸付相談窓口 直通電話：03-3438-9937

経営資本強化資金（資本性劣後ローン）のお知らせ

当機構では、地域に必要な医療機能を有する病院を開設しているながら、債務超過などの財務状況の悪化を理由に、民間金融機関から必要な融資を受けづらくなっている医療法人等に対して、財務状況を改善させ、民間金融機関からの金融支援を促したうえで、経営改善を図ることを目的として、経営資本強化資金（資本性劣後ローン^{（注）}）のご融資を開始します。

（注）返済期間満了時の一括償還となり、それまでの間は、利息のみの支払いとなる借入金。資本性劣後ローンによる借入金は、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができることから、財務体質を強化することが可能となります。
また、資本に準じて、原則として、法的破綻時の劣後性が確保されます。

《対象要件》

以下の要件を全て満たすこと

- ①救急病院^{（※1）}を開設する医療法人等^{（※3）}であること又は社会医療法人であること
- ②病院（医療法人等にあつては救急病院）の経営状況の悪化により、法人の財務状況が債務超過であつて二期連続赤字など業況不芳であること
- ③民間金融機関（メインバンク等）の支援を受けて、経営改善計画が作成されていること
- ④償還期間中は民間金融機関からの新規融資を含めた支援の継続が確定（内諾を含む）していること
- ⑤償還期間中は機構を含む支援金融機関に対して経営改善計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けることを承諾すること

※1 以下のA～Cのいずれかの要件に該当している旨の都道府県知事の証明が必要となります。

A：B及びCに該当しない地域に所在する100床以上の二次救急以上の救急医療を提供する病院（小児、精神科の救急を含む）

B：全部過疎地^{（※2）}に所在する二次救急以上の救急医療を提供する病院（小児、精神科の救急を含む）

C：所在する市町村内に、当該病院以外に病院が存在しない場合においては救急告示以上の救急医療を提供する病院

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、「全部過疎」の指定を受けている市町村

※3 当機構が定める、病院を対象とする融資を受けられる法人（社会医療法人を除く）

融資条件	医療貸付事業
対象資金 ^{（※4）}	経営改善計画に必要な 運転資金、赤字補填資金、設備資金
貸付利率	当初3年間0.2% 4年目以降は業績連動型利率 ・税引後当期純利益0円以上：基準利率 ・税引後当期純利益0円未満：0.2%
償還期間	5年1月、10年、15年での期限一括償還
融資率 ^{（※5）}	100%
貸付金の限度額	1法人あたり12億円
担保	無担保
保証人	無保証

※4 建築資金、土地取得資金は対象外となります。

※5 債務超過部分は100%となりますが、それ以外の部分については原則50%となります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/subordinated_loan/



※医療・介護等支援 パッケージ

医政局医療経営支援課
(内線2606、2672)

【○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

令和7年度補正予算案 240億円

施策名:ウ 福祉医療機構による資本性劣後ローンの創設

① 施策の目的

物価高騰の影響を受け、債務超過等により必要な新規融資を受けられなくなっている民間病院に対して資本性劣後ローンを実行する(独)福祉医療機構の融資体制を整備する。

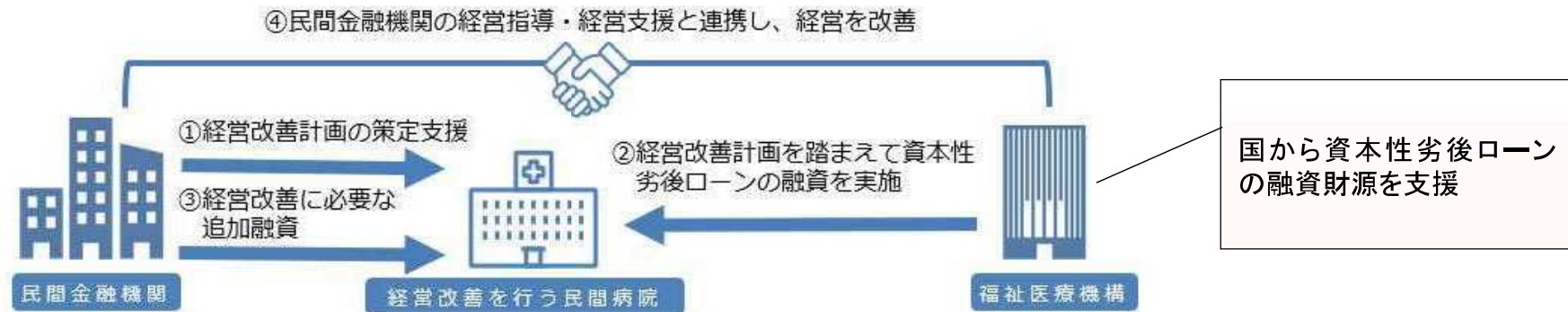
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

(独)福祉医療機構の融資メニューに地域で必要な医療機能を有していながら、債務超過等により必要な新規融資が受けられなくなっている民間病院の財政状況を改善させ、民間金融機関からの融資再開につなげるための資本性劣後ローンを創設する。必要な融資が実施されるよう、(独)福祉医療機構に対して融資財源の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

資本性劣後ローン融資により債務超過が解消し、財務(BS)が改善されるため、民間金融機関の融資が再開される。併せて民間金融機関と連携した経営改善を行うことで、地域医療の維持に寄与する。